

知的財産としての伝統的知識・フォークロアの保護*

安武宏珠(学籍番号 201021760)

研究指導教員:松縄正登

副研究指導教員:村井麻衣子

1. はじめに

1992年の生物多様性条約の成立、1995年のTRIPs協定の発効による知的財産権の国際的な保護水準の高まりを背景に、遺伝資源・伝統的知識・フォークロアの知的財産としての価値が改めて見直されるようになってきた。

本論においては、フォークロア保護を巡る現況を明らかにし、現行知的財産法と相容れない特質を踏まえた上で、*sui generis*制度(特別の法制度)の構築の是非を検討し、諸外国の真正ラベルによる保護に基づき、商標制度によるフォークロア保護の有効性を示すとともに、課題についても言及する。

2. 遺伝資源・伝統的知識

遺伝資源と伝統的知識は、組み合わせて利用することで経済的に効率的に医薬品等の開発を行うことができるため、先進国の企業等が途上国の遺伝資源等を利用して知的財産権を取得しており、知的財産の盗用になぞらえ、「バイオパイラシー」であると批判を浴びている。これに対して、1992年、生物多様性条約が各国首脳により採択された。

この条約の採択により、遺伝資源・伝統的知識の取り扱いに関しては、今後、利益配分等の面で改善が見込まれるが、その具体的規定はないため、資源の原産国と利用国との間での協議の動向が今後も注目される。

3. フォークロアの保護

フォークロアの保護は、南北問題、先住民問題及びフォークロアの尊厳の維持と現代の表現の自由との対峙等、様々な要素が絡んでいる分、遺伝資源・伝統的知識よりも複雑な問題である。

例えば、ある部族にとって神聖な意味を有する絵画が無断で複製され、カーペットにされて販売された事例がある。前例の場合は、創作物が保護期間内であったため、著作権法による保護が適用されたが、基本的にパブリック・ドメインにあるフォークロアは、何人による利用も自由であり、対価を支払う必要もない。しかし、先祖の知的創作物を代々継承してきた者にとっては、精神的価値の高い創作物の、第三者による無断の商業利用や不適切な翻案による公衆への伝播は、文化的価値を損なうとともに、尊厳を傷つけることとなる。

そのため、国際的にも、フォークロアの保護の可能性がこれまでも検討されてきた。

3.1 国際的な議論

フォークロア保護の国際的な議論は、1952年の万国著作権条約の制定時からあったとされ、現在では、WIPO(世界知的所有権機関)の一般総会において2000年に設置されたIGC(知的財産並びに遺伝資源、伝統的知識及びフォークロアに関する政府間委員会)がフォークロアについての主要な議論の場となっている。

IGCにおいて、米国、EU、日本などの先進諸国は、フォークロアの重要性を認めながらも既存の知的財産制度に影響を及ぼすような条約の制定や知財法類似の制度の新規創設には慎重な姿勢を示している。それに対し、アフリカ・アジアを中心とする途上国政府は法的拘束力のある成果を望んでいる。その背景には、生物多様性条約の成立を受けてフォークロアについても一種の資源とみなし、自国の経済的発展の材料としようとする資源ナショナリズム的な思惑がある。

また、先進国の中でも少数民族を抱える国は保護に積極的な面もある一方、途上国の中でも政府と先住民の間に意見の食い違いがみられる例もあり、単純な南北問題の構図には収まらない。

*“The Protection of Traditional Knowledge and Folklore as Intellectual Property” by Hiromi YASUTAKE

3.2 現行知的財産制度による保護の限界

フォークロアの保護を強く求める国々は、1960年代から70年代にかけて著作権法による保護を試みてきたが、フォークロアの特質と近代著作権法との不調和に苦心してきた。

権利を私権として個人主義的に捉える知的財産制度とは相反して、フォークロアの権利は、集団に帰属し、コミュニティに代々継承される財産として捉えられていることが多い。また、コミュニティの規律では権利期間についても、制限が設けられていない。知的財産制度における権利期間は知的財産の利用と後発者の創作を促すために設けられているが、設けていない文化背景には、知的財産を必ずしも競争的な環境において開発せずとも集団的管理の下で緩やかに遂行されればよいとの考え方がある。どちらを優遇することもできないであろう。

さらに、著作権法による保護を念頭に置いた場合、先祖の創作物の正確な伝承をされた創作物は、著作権法における創作性の要件を満たさない。フォークロアに新たな創作性が加えられると二次的著作物と認められ得るが、そもそもフォークロアは、保護客体となるべき創作物の「存在」は明らかであるものの、当該創作物の創作時点や創作者が明らかでないという特質から権利の起算時の確定ができないため、権利期間を設定することが難しい。

4. sui generis 制度構築の是非

このような状況から、フォークロアの保護に特化した法制度である sui generis 制度が必要であるとの議論が広まっている。例えば、アメリカにおいてはインディアンの工芸品と偽って展示・販売した際の罰金や懲役を定めたり、インディアン以外の者がインディアンのモチーフを利用する際の利用料の支払いを義務付けたりする sui generis がみられる。また、太平洋共同体等が起草したフォークロア保護のためのモデル法は、フォークロアの保有者に対し事前インフォームド・コンセントを要求する永久の権利及び人格権を規定している。

しかしながら、このような sui generis 制度は、現行法と整合性を持たない点が目立つ。事前承認の取得を義務付けるということは、保有者へのアクセスを義務付け、実質的に拒否権や統治権を与える他、利益分配も考え得る。そうすると、フォークロアの利

用が排他的となり、パブリック・ドメインにあった創作物の利用が自由でなくなる可能性がある。また、フォークロアの神聖さ・尊厳などの精神性の保護については、法律で規定したとすると、創作物の自由な表現ができなくなり、先人の尊厳を守るために、現代人の表現の自由や文化的権利が損なわれる危険性がある。さらに、法律という人工物でフォークロアが本来遂げる進化を阻害する可能性がある。

したがって、sui generis 制度によりフォークロアの利用に過度の制約を課したり、排他的権利を与えたりすることは、公衆の文化的権利を害し、ひいては文化の発展を妨げる危険性がある。立法の際は、既存の知的財産制度とその理念との整合性に十分配慮を要すべきである。

5. 商標による保護

オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、台湾などでは、製品が「真正(本物)」であることを示すために商標制度を活用している。

商標による保護の有効性は、まず、フォークロア保護の障壁となる権利期間や集団帰属性の問題を解決できる点にある。蓄積された信用を保護することが制度の目的であるため、特許制度の様に一定期間後パブリック・ドメインに帰すということではなく、存続期間を何度でも更新できるため、商標制度はフォークロア保護に適していると言える。また、誤認・混同を生じさせるような模倣品に対し、瞬時に識別性を与えられる点でも有意義である。商標の利用によりフォークロア製品の信頼を向上できれば、コミュニティが文化の商業的利用から得る経済的利益を増幅させることにもつながる。

使用に当たっては、商標貼付の徹底や公衆への啓蒙活動の必要の他、先住民等の当事者との十分な協議を重ねた上で制度への不信感の払拭と支持の獲得を図らなければ、一方的な押しつけ型制度となっては普及が図れず、逆に真正な製品に対して誤解を与える結果となる。

課題として、商標制度による保護が有効であるのは、フォークロアが市場で商的に流通するときに限定されることが挙げられる。さらに、商的な場面においてさえ、創作物自体の保護はできないため、そのような侵害については、不正競争防止法等の他の法律・制度による補完が必要となる。